

一般社団法人 東京法人会連合会  
会長 斎藤 保 様

東京国税局 徴収部  
管理運営課長 目関 満

**防衛特別法人税に係る納付方法等の周知・広報等への  
御協力をお願いについて（依頼）**

平素より税務行政に深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）（令和7改正法）」により「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」が改正され、防衛特別法人税が創設されました。

これに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、法人税・地方法人税に加えて防衛特別法人税の申告・納付が必要となります。

新たな税目の創設に伴い、申告及び納付に係る各種システムについて開発・修正が必要となりますが、防衛特別法人税に係るシステム修正につきましては、令和9年5月を予定しております。

つきましては、システム修正が完了するまでの間、国税庁ホームページで案内している納付方法を別添1「防衛特別法人税の納付方法」にまとめましたので、貴会員・貴組合員の皆さまに対し、別添内容の周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件に関する情報として、国税庁から日本税理士会連合会への説明に使用した資料（別添2「防衛特別法人税に係る納付方法等について」）についても参考として送付させていただきます。

御不明な点がございましたら、以下の連絡先まで、お問い合わせください。

**【連絡先】** 東京国税局 徴収部  
管理運営課 運営・納貯担当  
川島・菱川  
電話：03(3542)2111 内線：3764

# 防衛特別法人税の納付方法

- 創設された防衛特別法人税の納付につきましては、令和8年4月以後に開始する事業年度から対象となります。令和9年5月（システム修正実施予定）までの当面の間については、税目「法人税」申告区分「その他」として納付いただき、具体的には次の方法により納付手続きを行っていただくようお願いいたします。

## キャッシュレス納付（e-Taxで申告されている方）

- e-Taxを利用して申告書を送信後、メッセージボックスに格納される「受信通知」から簡易に防衛特別法人税の「納付情報登録依頼」を作成できます。

【受信通知からの納付情報登録依頼の実施（イメージ）】

【受信通知画面】

【納付情報登録依頼画面】

税目：法人税  
申告区分：その他

※「税目」、「課税期間」、「申告区分」及び「本税」情報を引き継いだ状態で、「納付情報登録依頼」画面が表示

③ 「納付情報登録依頼」データを送信後、メッセージボックスに格納される「納付区分番号通知」から、各種納付手段を選択し、納付手続きを行います。

※「ダイレクト納付」（自動ダイレクト対象外）、「インターネットバンキング」、「クレジットカード納付」、「スマホアプリ納付」が選択可能です。

- 上記によらず、「納付情報登録依頼」から「納付区分番号通知」を作成する場合は、右の内容を入力ください。

税目：法人税 申告区分：その他  
本税：防衛特別法人税の額

## キャッシュレス納付（上記以外の方）

- e-Taxを利用せず、インターネットバンキングやクレジットカード納付を利用して納付する場合は、次の内容のとおり入力ください。

【インターネットバンキング】

税目番号：030（法人税） 申告区分コード：9（その他）  
納付区分（納付目的コード）を作成してください。

【クレジットカード納付】

税目：法人税  
申告区分：その他

## その他

- グループ通算法人に係る一括ダイレクト機能（一括納付情報登録依頼）から納付する方法～e-Taxの一括ダイレクト機能を使用して、グループ通算法人に係る防衛特別法人税の納付を行う場合～



- 納付書で納付する方法  
納付書の記載方法等は、左にある二次元バーコードを読み取り確認してください



# 防衛特別法人税に係る納付方法等について

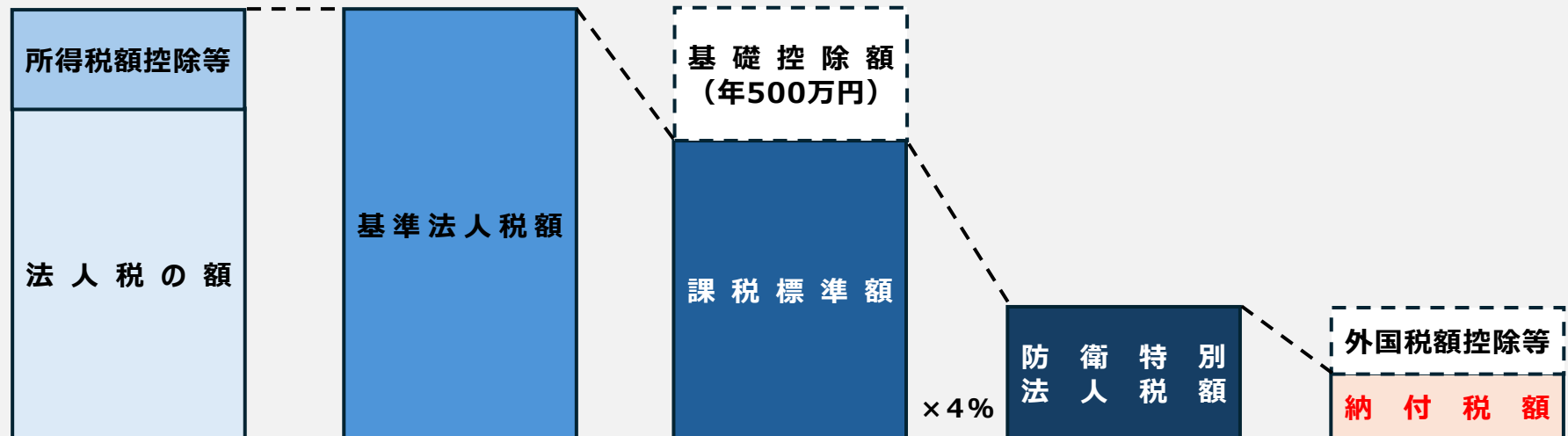
国税庁 管理運営課

令和 8 年 4 月

# 1. 防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

- 令和7年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）（令7改正法）」により「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」が改正され、防衛特別法人税が創設されました。
- これに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度から、法人税・地方法人税に加えて防衛特別法人税の申告・納付が必要となります。
- 新たな税目追加に伴う申告・納付に係る各種システム開発が必要であるところ、防衛特別法人税に係るシステム修正は、令和9年5月を予定しています。
- そのため、システム修正までの間、防衛特別法人税における電子納税等については、次頁以降の暫定的な納付方法でご対応いただきますようお願いいたします。
- なお、暫定的な納付方法は、令和8年4月1日以後開始事業年度の法人のうち、令和9年5月のシステム修正までの間に納付を行う法人（例えば、新たに設立された法人、決算期変更を行った法人など）が対象となります。

## 《防衛特別法人税（イメージ）》



# 1. 防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

## 1 キャッシュレス納付（e-Taxからの納付）

- 令和9年5月までは、e-Taxで申告書を送信後にメッセージボックスに防衛特別法人税に係る「納付区分番号通知」が格納されないことから、「納付情報登録依頼」から以下の内容を入力いただき、「納付区分番号通知」を作成の上、納付をお願いします。
  - ・ 税 目：法人税（グループ通算法人の場合：法人税（通算））
  - ・ 申告区分：その他
  - ・ 本 税：防衛特別法人税の額
- なお、e-Tax（Web版）では、e-Taxで申告書を送信後にメッセージボックスに格納される「受信通知」から簡易に防衛特別法人税の「納付情報登録依頼」が作成される機能を提供します。

### 【受信通知からの納付情報登録依頼の実施（イメージ）】

【受信通知画面】

【納付情報登録依頼画面】

③ メッセージボックスに格納される「納付区分番号通知」から、各種納付手段を選択し、納付を行います。

- ① 防衛特別法人税の申告書(税額有)を送信した際に届く「受信通知」の備考欄下部に、防衛特別法人税の説明が記載されていますので、その文面の「こちら●」をクリックします。
- ② 「税目」、「課税期間」、「申告区分」及び「本税」情報を引き継いだ状態で、「納付情報登録依頼」画面が表示されますので、内容を確認した上で、「送信」ボタンをクリックします。
- ③ メッセージボックスに防衛特別法人税の「納付区分番号通知」が格納されますので、納付手段(※)選択し、納付を行います。  
(※)「ダイレクト納付」、「インターネットバンキング」、「クレジットカード納付」、「スマホアプリ納付」が選択可能です。

# 1. 防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

## 2 キャッシュレス納付（e-Taxを経由しない納付）

➤ 令和9年5月までは、インターネットバンキング（入力方式）やクレジットカード納付（国税庁ホームページから納付）を利用して納付を行う場合は、以下の内容を入力いただき、納付願います。

### ① インターネットバンキング（入力方式）

インターネットバンキング（入力方式）で納付する場合、次の「税目番号」、「申告区分コード」を使用し「納付区分（納付目的コード）」を作成してください。

- ・ 税 目 番 号：「030」
- ・ 申告区分コード：9（その他）

※ 「収納機関番号（00200）」、「納付番号（利用者識別番号）」、「確認番号（納税用確認番号）」は従来どおりの内容を入力してください。

《記載例》 事業年度（令和8年4月1日から令和8年12月31日）確定申告分の納付区分（納付目的コード）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{税目番号} \\ \hline \text{「030」} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{申告区分コード} \\ \hline \text{「9」} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{元号コード} \\ \hline \text{「5」} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{課税期間} \\ \hline \text{「080401」} \\ \hline \end{array} = \text{「03095080401」}$$

### ② クレジットカード納付（国税庁ホームページから納付）

- ・ 税 目：法人税（グループ通算法人の場合：法人税（グループ通算・連結））
- ・ 申告区分：その他

## 《記載（イメージ）》

納付内容	
「源泉所得税及復興特別所得税」について、税務署からの納税の告知を受けていない方(納税告知書が届いていない方)は、こちらから手続きを行うことはできません。詳しくは源泉所得税(徴収高計算書)についてよくある質問をご確認ください。	
納付税目	必須 <input type="text" value="法人税"/>
課税期間（自）	必須 令和 8 年 4 月 1 日
課税期間（至）	必須 令和 8 年 12 月 31 日
申告区分	必須 <input type="text" value="その他"/>
本税	<input type="text"/> 円

# 1. 防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

## 3 グループ通算法人に係る一括ダイレクト機能（一括納付情報登録依頼）から納付する方法

- 令和9年5月までは、e-Tax(Web版)の一括ダイレクト機能を使用して、グループ通算法人に係る防衛特別法人税の納付を行う場合は、以下の手順で納付願います。

(手順)

- ① e-Tax(WEB版)の「一括納付情報登録」メニューを起動します。
- ② 通算グループ整理番号、事業年度(自)、(至)を入力の上、申告区分は「その他」を選択し、「抽出実行」ボタンをクリックします。
- ③ 「法人税(通算)」欄に防衛特別法人税額を、「地方法人税(通算)」欄に「0」を入力し、「一括納付情報登録」ボタンをクリックします。
- ④ その後、「申告・申請・納税」メニューの「グループ通算 一括納付情報照会・納付」から納付手続をお願いします。

### 【一括納付情報登録依頼(イメージ)】

① 申告区分に「その他」を選択します。

- (参考)CSVファイルをアップロードする場合
- 入力の場合と同様に、以下の情報のCSVを作成し、アップロードします。
  - ・ 申告区分 : 「9(その他)」
  - ・ 「納付金額(法人税(通算))」 : 防衛特別法人税額
  - ・ 「納付金額(地方法人税(通算))」 : 0

② 法人税(通算)欄に防衛特別法人税額を入力し、地方法人税(通算)欄には「0」を入力します。

- ③ 「申告・申請・納税」メニューから、納付手続を行います。

# 1. 防衛特別法人税の暫定的な納付方法について

## 4 納付書で納付する方法

➤ 令和9年5月までは、納付書で防衛特別法人税を納付する場合、以下のとおり記載の上、納付願います。

- ① 税目番号 … 「030」を記載（グループ通算法人の場合は「032」を記載）
- ② 税目 … 「防衛特別法人税」を記載（グループ通算法人の場合も同様）
- ③ 納期等の区分 … 課税事業年度を記載
- ④ 申告区分 … 該当する申告区分に○を記載
- ⑤ 徴定順位 … 「50」を記載

注1 徴定順位は、国税側で法人税と防衛特別法人税を判別するためのものです。記載されなかった場合でも納付は可能ですが、確認のため業務センター・税務署から連絡を差し上げることがあります。

2 税務署で防衛特別法人税に係る納付書を請求した場合は、上記①、②及び⑤を記載した納付書を交付します。

### 《記載（イメージ）》

The image shows a sample tax payment slip (納付書) for the Special Corporate Tax on Defense (防衛特別法人税). The form is filled out with example data. Red circles and numbers 1 through 5 highlight the specific fields mentioned in the text:

- ① Tax Item Number (税目番号): 030
- ② Tax Item (税目): 防衛特別法人
- ③ Fiscal Year (納期等の区分): 080401
- ④ Declaration Category (申告区分): 081231
- ⑤ Assessment Order (徴定順位): 50

The total amount to be paid (合計額) is 123,450 yen (¥123,450).

## 2. 猶予の申請方法とダイレクト納付による分割納付の手続について

防衛特別法人税について、納税の猶予、換価の猶予又はダイレクト分納を利用する場合は、税目に「法人税」又は「法人税（通算）」を、申告区分に「その他」を、それぞれ選択してください。

### 《画面（イメージ）》

#### 【猶予申請】

税目に「法人税」又は「法人税（通算）」を選択する。

申告区分に「その他」を選択する。

#### 【ダイレクト分納】

税目に「法人税」又は「法人税（通算）」を選択する。

申告区分に「その他」を選択する。

### 3. 納税証明書の交付請求について

- e-Taxによる納税証明書の交付請求については、令和9年5月にシステム修正予定となりますので、それまでの間においては、書面によりお願いします。
- e-Taxによる納税証明書の交付請求に際し、代理人が作成する電子委任状については、令和9年5月に様式が変更される予定です。

つきましては、令和9年5月以降に代理人がe-Taxを利用して納税証明書の交付請求を行う場合は、新様式の電子委任状をご利用くださいますようお願いいたします。

(参考：納税証明書に係る電子委任状作成コーナー)

[https://clientweb.e-tax.nta.go.jp/UF WEB OP/WP000/FCSETE010/SETES010SCR.do](https://clientweb.e-tax.nta.go.jp/UF_WEB_OP/WP000/FCSETE010/SETES010SCR.do)